

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
 岩手県監査委員 神 崎 浩 之
 岩手県監査委員 寺 沢 剛
 岩手県監査委員 沼 田 由 子

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局代決専決規程（平成7年岩手県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総括課長が不在のときは、総括課長があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(総括課長共通専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(3) 総括課長が指定する職員の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(4)～(7) [略]</p>	<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総括課長が不在のときは、<u>特命課長又は</u>総括課長があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(総括課長共通専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>特命課長及び</u>総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(3) <u>特命課長及び</u>総括課長が指定する職員の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(4)～(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。